

第135期 中間決算公告

2025年12月23日

水戸市南町2丁目5番5号
株式会社常陽銀行
取締役頭取秋野哲也

中間貸借対照表（2025年9月30日現在）

科目		金額	科目	金額	
(資産の部)	(負債の部)
現金預け	金	2,118,093	預渡性預金	10,405,974	
一ル口一債	権	174,175	コ一ルマネ	269,299	
入金銭引	産	524	売現先勘定	46,931	
定期価	券	6,673	債券貸借取引受入担保	143,646	
外その他	金替	2,662,767	特定期取引負担	114,049	
その他の資	産	7,625,025	借用用	4,969	
形固定資	産	5,429	国外為替外信	1,068,744	
形固定資	産	168,321	その他勘定	1,551	
形固定資	産	168,321	未払法人税	1,953	
形固定資	産	63,705	一払法債	85,835	
形固定資	産	7,696	その他負債	11,400	
形固定資	産	15,453	未払イントリ	120	
形固定資	産	12,814	睡眠預金払戻損失引当金	74,315	
前支投	用返	△ 31,926	ポジショントリ	927	
支投	費見	△ 8	偶発損失引当金	221	
貸倒引当	金		繰延税金負債	867	
貸投	損失引当		再評価に係る繰延税金負債	16,100	
貸投	資損失引当		支払承諾	6,922	
貸投	資損失引当		負債の部合計	12,814	
資産の部合計		12,828,746	(純資産の部)	12,180,810	
			資本剰余金	85,113	
			資本準備金	58,574	
			利益剰余金	58,574	
			利息益準備金	410,861	
			その他利益剰余金	55,317	
			固定資産圧縮積立金	355,544	
			別途積立金	957	
			繰越利益剰余金	222,432	
			株主資本合計	132,154	
			その他有価証券評価差額金	554,548	
			繰延ヘッジ損益	61,966	
			土地再評価差額金	22,221	
			評価・換算差額等合計	9,199	
			純資産の部合計	93,387	
			負債及び純資産の部合計	647,936	
				12,828,746	

中間損益計算書（2025年4月1日から
2025年9月30日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	119,603
資 金 運 用 収 益	79,334
(うち貸出金利息)	(46,032)
(うち有価証券利息配当金)	(27,314)
信 託 報 酬	18
役 務 取 引 等 収 益	15,881
特 定 取 引 収 益	249
そ の 他 業 務 収 益	10,094
そ の 他 経 常 収 益	<u>14,024</u>
経 常 費 用	81,946
資 金 調 達 費 用	25,024
(うち預金利息)	(10,691)
役 務 取 引 等 費 用	4,306
そ の 他 業 務 費 用	17,024
営 業 経 費 用	30,861
そ の 他 経 常 費 用	<u>4,728</u>
経 常 利 益	37,657
特 別 利 益	3,131
特 別 損 失	<u>149</u>
税 引 前 中 間 純 利 益	40,639
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	12,110
法 人 税 等 調 整 額	△ 60
法 人 税 等 合 計	<u>12,050</u>
中 間 純 利 益	28,588

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準として、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キ

ヤッショ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（ヤッショ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間の予想損失額を、また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、将来見込みに応じて、より実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えた予想損失率によって算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております、その金額は13,739百万円あります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、ヤッショ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相關関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指

針第25号（2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 株価変動リスク・ヘッジ

その他有価証券のうち、保有する株式の相場変動リスクをヘッジするため、株式先渡取引をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、ヘッジの有効性評価については、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等との相関関係を検証する方法により行っております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジとして繰延ヘッジあるいは、金利スワップの特例処理を行っております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

9. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 6,236百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,445百万円
危険債権額	71,240百万円
三月以上延滞債権額	21百万円
貸出条件緩和債権額	5,622百万円
合計額	82,329百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,013百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,466,997百万円
担保資産に対応する債務	
預金	7,759百万円
売現先勘定	143,646百万円
債券貸借取引受入担保金	114,049百万円
借用金	1,068,700百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券5,927百万円を

差し入れております。

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金 86,360 百万円、金融商品等差入担保金 8,094 百万円、公金事務等取扱担保金 2,029 百万円、保証金・敷金 1,974 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 1,716,494 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 712,728 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1 画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 80,829 百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 74,426 百万円であります。

9. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 1,938 百万円であります。

10. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、13.00% であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 11,935 百万円、償却債権取立益 1,725 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却 1,522 百万円、貸倒引当金繰入額 1,307 百万円、株式等売却損 956 百万円、を含んでおります。
3. 「特別損失」には、固定資産処分損 74 百万円を含んでおります。

また、店舗統廃合等を決定し投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に茨城県内にある遊休資産等について 75 百万円の減損損失を計上しております。

上記減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、土地 40 百万円、建物 32 百万円、動産 1 百万円、であります。

稼動資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券（2025年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	債券	3,813	3,829	16
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	3,813	3,829	16
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	3,813	3,829	16
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	債券	75,713	74,623	△1,089
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	75,713	74,623	△1,089
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	75,713	74,623	△1,089
合計		79,526	78,452	△1,073

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2025年9月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	2,019
関連法人等株式	—

3. その他有価証券（2025年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	215,859	92,308	123,550
	債券	20,000	19,998	1
	国債	20,000	19,998	1
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	598,731	561,258	37,473
	外国債券	333,610	331,140	2,470
	その他	265,120	230,117	35,002
	小計	834,590	673,565	161,025
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	4,972	5,199	△227
	債券	1,425,195	1,486,481	△61,285
	国債	681,729	717,724	△35,995
	地方債	438,114	449,506	△11,391
	社債	305,352	319,250	△13,897
	その他	268,254	278,288	△10,034
	外国債券	157,347	163,002	△5,654
	その他	110,906	115,286	△4,379
	小計	1,698,422	1,769,969	△71,546
合計		2,533,012	2,443,534	89,478

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	2,773
組合出資金等	45,435

組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

当中間期における減損処理はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号 2025年3月11日）の趣旨に基づき、当中間期末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合等としております。また、その他有価証券のうち国内株式及び国内投資信託については原則として中間会計期間末月1ヶ月の市場価格の平均に基づき判断しております。

(金銭の信託関係)

- 満期保有目的の金銭の信託（2025年9月30日現在）

該当事項はありません。
- その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年9月30日現在）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	12,787 百万円
退職給付引当金	2,478
有価証券	1,157
賞与引当金	819
減価償却費	754
固定資産減損損失	651
睡眠預金払戻損失引当金	290
その他	8,132

繰延税金資産小計	27,071
評価性引当額	△1,303

繰延税金資産合計	25,767
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△27,651
退職給付信託設定額	△3,224
その他	△10,991

繰延税金負債合計	△41,868
繰延税金負債の純額	△16,100 百万円

2. 当行は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 896 円 28 銭

1株当たりの中間純利益金額 39 円 54 銭

信託財産残高表(2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
有形固定資産	2,113	金銭信託	2,112
無形固定資産	155	包括信託	2,543
その他債権	10		
銀行勘定貸	1,953		
現金預け金	423		
合計	4,655	合計	4,655

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 2. 共同信託他社管理財産 一百万円
- 3. 元本補てん契約のある信託の貸出金は、該当ありません。

元本補てん契約のある信託の内訳は、次のとおりであります。

金銭信託

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸	1,939	元本 その他	1,938 1
計	1,939	計	1,939

(注) 貸付信託は取り扱っておりません。

第135期 中間決算公告

2025年12月23日

水戸市南町2丁目5番5号
株式会社 常陽銀行
取締役頭取 秋野哲也

中間連結貸借対照表（2025年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
現 金 預 け 金	2,118,094	預 金	10,402,538
コールローン及び買入手形	174,175	譲 渡 性 預 金	269,299
買 入 金 錢 債 権	524	コールマネー及び売渡手形	46,931
特 定 取 引 資 産	6,673	売 現 先 勘 定	143,646
有 價 証 券	2,660,765	債券貸借取引受入担保金	114,049
貸 出 金	7,622,567	特 定 取 引 負 債	4,969
外 国 為 替	5,429	借 用 金	1,068,744
そ の 他 資 産	168,147	外 国 為 替	1,551
有 形 固 定 資 産	72,200	信 託 勘 定 借	1,953
無 形 固 定 資 産	7,793	そ の 他 負 債	86,267
退職給付に係る資産	42,170	役員退職慰労引当金	13
繰 延 税 金 資 産	47	睡眠預金払戻損失引当金	927
支 払 承 諾 見 返	12,814	ポイント引当金	221
貸 倒 引 当 金	△ 31,926	偶発損失引当金	867
投 資 損 失 引 当 金	△ 8	繰 延 税 金 負 債	23,419
		再評価に係る繰延税金負債	7,622
		支 払 承 諮	12,814
		負 債 の 部 合 計	12,185,838
(純資産の部)			
資 本 金		資 本 金	85,113
資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金	59,705
利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金	415,221
株 主 資 本 合 計		株 主 資 本 合 計	560,040
その他の有価証券評価差額金		その他の有価証券評価差額金	61,979
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	22,221
土 地 再 評 価 差 額 金		土 地 再 評 価 差 額 金	10,736
退職給付に係る調整累計額		退職給付に係る調整累計額	18,653
その他の包括利益累計額合計		その他の包括利益累計額合計	113,590
純 資 産 の 部 合 計		純 資 産 の 部 合 計	673,631
資 产 の 部 合 計	12,859,469	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	12,859,469

中間連結損益計算書（2025年4月1日から
2025年9月30日まで）

(単位：百万円)

科 目		金額
経常 収 益		120,354
資金 運用 収 益		79,318
(うち 貸出金 利息)	(46,014)
(うち 有価証券利息 配当金)	(27,315)
信託 報酬		18
役務 取引 等 収 益		15,993
特定 取引 等 収 益		249
その他の業務 収 益		10,094
その他の経常 収 益		<u>14,680</u>
経常 費 用		82,546
資金 調達 費 用		25,023
(うち 預金 利息)	(10,689)
役務 取引 等 費 用		4,264
その他の業務 費 用		17,024
営業 経常 費 用		30,639
その他の経常 費 用		<u>5,593</u>
経常 利益		37,808
特別 利益		3,131
固定資産 処分 益		<u>3,131</u>
特別 損失		152
固定資産 処分 損失		77
減損 損失		75
税金等調整前 中間純利益		<u>40,788</u>
法人税、住民税及び事業税		12,155
法人税等 調整額		△ 53
法人税等 合計		<u>12,101</u>
中間純利益		<u>28,686</u>
非支配株主に帰属する中間純利益		-
親会社株主に帰属する中間純利益		<u>28,686</u>

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 5社
主要な会社名
常陽コンピューターサービス株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等 7社

主要な会社名
常陽事業承継ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- ③ 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

株式会社常陸屋本舗
株式会社三國工業所
有限会社岡本合金鋳造所
F C I 2 株式会社

(子会社としなかった理由)

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成等を図ることを目的に出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社
② 持分法適用の関連法人等 0社
③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 7社

主要な会社名

常陽事業承継ファンド投資事業有限責任組合

- ④ 持分法非適用の関連法人等 4社

主要な会社名

いばらき新産業創出ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 5社

4. のれんの償却に関する事項

20年間の定額法により償却を行っております。

会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受取利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元

本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間の予想損失額を、また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、将来見込みに応じて、より実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えた予想損失率によって算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,739百万円あります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」とい

う。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

③ 株価変動リスク・ヘッジ

当行のその他有価証券のうち、保有する株式の相場変動リスクをヘッジするため、株式先渡取引をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、ヘッジの有効性評価については、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等との相関関係を検証する方法により行っております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

なお、当行の一部の資産・負債については、個別ヘッジとして繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(15) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）4,222百万円
 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,445百万円
危険債権額	71,240百万円
三月以上延滞債権額	21百万円
貸出条件緩和債権額	5,622百万円
合計額	82,329百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,013百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	1,466,997百万円
担保資産に対応する債務	
預金	7,759百万円
売現先勘定	143,646百万円
債券貸借取引受入担保金	114,049百万円
借用金	1,068,700百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券5,927百万円を差し入れております。

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金86,360百万円、金融商品等差入担保金8,094百万円、公金事務等取扱担保金2,029百万円、保証金・敷金697百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,714,713百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが710,947百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 85,116百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は74,426百万円であります。

9. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,938百万円であります。

10. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロ(10)に規定する連結自己資本比率（国内基準）は、13.13%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益11,935百万円、償却債権取立益1,725百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸出金償却1,522百万円、貸倒引当金繰入額1,307百万円、株式等売却損956百万円、を含んでおります。

3. 「減損損失」は、店舗統廃合等を決定し投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に茨城県内にある遊休資産等について計上しております。

上記減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、土地40百万円、建物32百万円、動産1百万円であります。

当行並びに連結される子会社及び子法人等の稼動資産については、営業用店舗等を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 中間包括利益 64,246百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません((注1)参照)。

また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。なお、重要性の乏しい科目については注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	79,526 2,533,012	78,452 2,533,012	△1,073 —
(2) 貸出金 貸倒引当金 (*1)	7,622,567 △31,888	7,526,498	△64,180
資産計	7,590,678	10,137,963	△65,254
(1) 預金 (2) 譲渡性預金 (3) 借用金	10,402,538 269,299 1,068,744	10,401,973 269,299 1,068,744	565 — —
負債計	11,740,582	11,740,017	565
デリバティブ取引 (*2) ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの	351 24,676	351 24,676	— —
デリバティブ取引計	25,028	25,028	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	2,784
組合出資金等(*3)	45,441

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 (*)				
その他有価証券				
国債	701,729	—	—	701,729
地方債	—	438,114	—	438,114
社債	—	305,352	—	305,352
株式	214,654	6,176	—	220,831
外国債券	70,538	222,169	198,250	490,958
その他	139,178	236,544	—	375,723
デリバティブ取引				
金利関連	—	43,611	—	43,611
通貨関連	—	3,083	—	3,083
その他	—	—	60	60
資産計	1,126,101	1,255,051	198,310	2,579,464
デリバティブ取引				
金利関連	—	9,114	—	9,114
通貨関連	—	11,723	—	11,723
株式関連	—	829	—	829
その他	—	—	60	60
負債計	—	21,666	60	21,727

(*) 有価証券には、時価算定会計基準適用指針第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は303百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	78,452	78,452
貸出金	—	—	7,526,498	7,526,498
資産計	—	—	7,604,950	7,604,950
預金	—	10,401,973	—	10,401,973
譲渡性預金	—	269,299	—	269,299
借用金	—	1,068,744	—	1,068,744
負債計	—	11,740,017	—	11,740,017

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、情報ベンダー等が評価した価格、又は将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて算定した価格を時価としております。これらの評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利、国債利回り、信用スプレッド、デフォルト率、回収率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

自行保証付私募債は、市場金利に一定の調整を加えた割引金利を用いて算定した割引現在価値にデフォルト率等の信用リスク要因を織り込んで時価を算定しており、当該割引金利およびデフォルト率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

証券化商品は、情報ベンダー又はブローカー等から入手する評価をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しております、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。

割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、株価、ボラティリティ等あります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2025年9月30日）

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベ ル3 の時 価へ の振 替	レベ ル3 の時 価か らの 振替	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち中 間連結貸借 対照表日に おいて保有 する金融資 産及び金融 負債の評価 損益（＊）
		損益に 計上 (*)	その他 の包括 利益に 計上					
有価証券								
その他有価証券								
外国債券	166,401	△72	227	31,693	—	—	198,250	△86
デリバティブ取引								
その他	△0	△0	—	—	—	—	△0	—

(*)中間連結損益計算書の「資金運用収益」「その他業務収益」に含まれております。

(2) 時価の評価プロセスの説明

当行グループではミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めています。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	債券	3,813	3,829	16
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	3,813	3,829	16
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	3,813	3,829	16
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	債券	75,713	74,623	△1,089
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	75,713	74,623	△1,089
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	75,713	74,623	△1,089
合計		79,526	78,452	△1,073

2. その他有価証券（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	215,859	92,295	123,563
	債券	20,000	19,998	1
	国債	20,000	19,998	1
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	598,731	561,258	37,473
	外国債券	333,610	331,140	2,470
	その他	265,120	230,117	35,002
	小計	834,590	673,552	161,037
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,972	5,199	△227
	債券	1,425,195	1,486,481	△61,285
	国債	681,729	717,724	△35,995
	地方債	438,114	449,506	△11,391
	社債	305,352	319,250	△13,897
	その他	268,254	278,288	△10,034
	外国債券	157,347	163,002	△5,654
	その他	110,906	115,286	△4,379
	小計	1,698,422	1,769,969	△71,546
合計		2,533,012	2,443,521	89,490

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号 2025年3月11日）の趣旨に基づき、当中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合等としております。また、その他有価証券のうち国内株式及び国内投資信託については原則として中間連結会計期間末月1ヶ月の市場価格の平均に基づき判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（2025年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年9月30日現在）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 931円83銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 39円68銭